

# 志茂四わかば児童遊園の概要

児童遊園の面積はおおよそ1,110㎡、今後の運営については「夜間閉鎖型が望ましい」といったご意見を踏まえ、夏季は8時～18時、冬季は8時～16時30分の開園となります。



事務局・問い合わせ先 北区まちづくり部 まちづくり推進課 担当：小池、神谷  
 電話 3908-9154 FAX 3908-2244  
 E-mail: machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して

# 志茂まちづくり協議会ニュース

第45号 平成28年6月

発行：志茂まちづくり協議会 URL：http://shimo.machikyou.net/

## 志茂まちづくり協議会第8回総会を開催します

平成 **28**年 **6**月 **17**日(金) / 午後 **6**時 **30**分から **8**時頃まで  
 会場：志茂東ふれあい館 A・Bホール(志茂4-44-1)

### 志茂まちづくり協議会第8回総会 (通算34回)で話し合う事項

- ① 志茂地区防災街区整備地区計画の内容
- ② 助成事業・支援制度の内容
- ③ 建替え相談会の開催について
- ④ その他



●交通  
 ・地下鉄南北線「志茂駅」(2番出口)下車 徒歩5分  
 ・都バス 赤羽駅東口から豊島5丁目団地行「志茂1丁目」下車 徒歩6分  
 ・都バス 王子駅から赤羽駅東口行「志茂1丁目」下車 徒歩6分

## 防災まちづくりとまちづくり協議会

まちづくり協議会は、志茂地区にお住まいの方々等、**どなたでもご参加いただけます**。志茂地区の防災まちづくりについてより詳しく知りたい方、また、ご意見のある方は是非ご参加ください。



# 助成事業・支援制度について

志茂地区（志茂1～5丁目）では、平成27年12月17日に「志茂地区防災街区整備地区計画（以下「地区計画」）」が都市計画決定・告示されたことに伴い、新たな不燃化助成事業・支援制度がスタートしました。これまでの支援制度と併せた本地区における助成事業・支援制度は、以下のとおりとなっています。（平成28年6月1日現在）

## 志茂1～5丁目全域

### 老朽建築物除却支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 昭和56年以前に建築され、**区が危険と認定した建築物の除却**に対し、160万円を限度に支援

### 老朽建築物の戸建て建替え支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 建築物の除却及び整地費**を160万円を限度に支援
- 建築設計費等**を支援  
耐火建築物：90万円  
準耐火建築物：80万円

### 老朽住宅除却後の土地、不燃化建替え後の住宅にかかる税金の減免

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 最大5年度分の**固定資産税、都市計画税**を減免支援

## 地区防災道路中心から15m

### 地区防災道路志茂地区都市防災不燃化促進事業

【事業期間】  
平成38年3月まで

- 一定の要件を満たす**耐火建築物等への建替え**（高さ5m等）に対する助成
- 助成対象面積に応じて助成額を算出

## 地区防災道路に接する敷地

### 壁面後退奨励金支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 幅6mの道路空間を確保するため、**壁面後退や工作物の除却**を行う場合の助成
- 後退面積に応じて100万円を限度に支援

## 補助86号線沿道両側30m

### 補助86号線志茂地区都市防災不燃化促進事業

【事業期間】  
平成38年3月まで

- 一定の要件を満たす**耐火建築物等への建替え**（高さ7m等）に対し、最低でも200万円を助成

# 建替え相談会の開催について

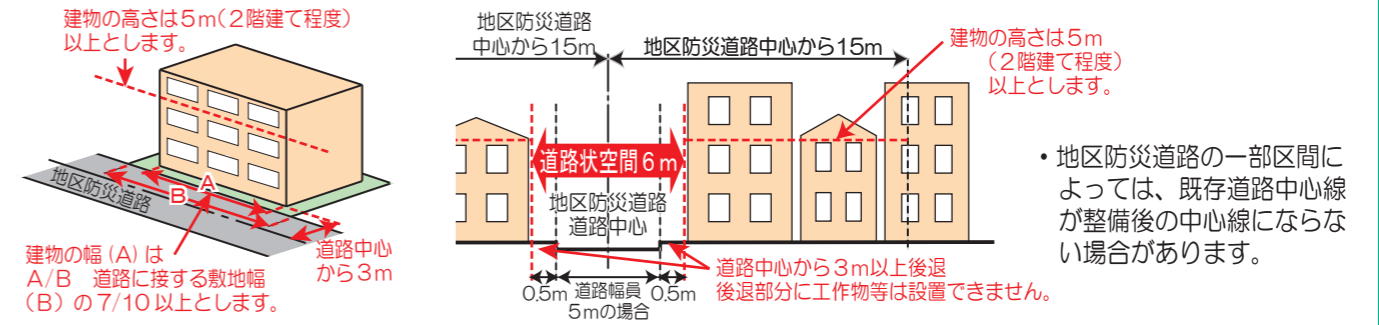
昨年度は、北区による地区計画の原案及び案の説明会、縦覧、さらには地区防災道路沿道の方々への個別訪問説明などを行い、志茂地区の防災性向上を進めていくうえで必要なルール（地区計画）が策定されました。

今年度は、ルールの策定に伴い開始された新たな不燃化助成事業を含む助成事業・支援制度をより効果的に活用し、志茂地区の防災性の一層の向上のため、建替えの相談会を開催する予定となっています。開催時期、内容等の詳細につきましては、志茂まちづくり協議会ニュース等で改めてお知らせします。

# 地区計画の内容（5つの建替えのルール）

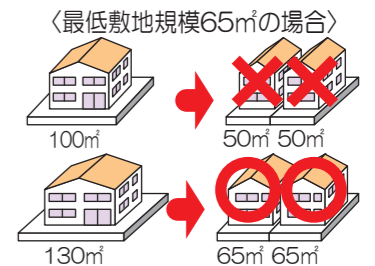
## ルール①:安全な避難路を確保するための建物の高さ・幅及び壁面の位置の制限

- 地区防災道路に面する建物は道路中心から3m以上後退して、後退部分には、避難・消防活動上障害となる塀、花壇、自動販売機等の設置を禁止し、幅員6mの道路状空間を確保する。
- 道路中心から15mの範囲にかかる建物の高さは5m以上とする。
- 地区防災道路に接する建物の幅は敷地幅の7/10（間口率）以上とする。



## ルール②:建物の密集を避けるための敷地面積の制限

- 敷地分割する際の最低敷地規模について、北本通りの沿道30mの範囲は80㎡（約24坪）以上とし、その他のエリアでは65㎡（約20坪）以上とする。
- ただし既に最低敷地規模を下回っている土地での建替えは可能。あくまでも、今後敷地が細分化されることを防止することが目的。



## ルール③:まちの健全な発展と住環境を守るため建物用途の制限

## ルール④:良好な景観形成のための建築物の形態や色彩などの制限

## ルール⑤:震災時の危険防止とまちの潤いを創出するためのブロック塀などの制限

※ルール①は地区防災道路沿道のみ、②～⑤は志茂1～5丁目全域で適用されます。

# 志茂四わかば児童遊園が開園しました

志茂四わかば児童遊園が開園し、平成28年4月2日に開園式が執り行われました。

児童遊園の開園に向けては、志茂まちづくり協議会との連携に加え、志茂四丁目町会のご協力のもと、平成25年度に4回のワークショップを開催しました。参加された皆さまから「災害時の拠点としての役割を担えるように」といった意見が寄せられたほか、この地にあった社員寮の名称と児童遊園のイメージから「志茂四わかば児童遊園」という名称が決められました。

平成26年度に実施設計、27年度に工事を行い、この日の開園を迎えています。

